

令和 4 年 10 月 21 日

各 位

新潟県信用組合

柏崎市における地域の見守り活動に関する協定の締結について

新潟県信用組合（本店=新潟市中央区営所通一番町 302 番地 1 理事長 赤川新一）は、このたび、柏崎市との間で、相互に協力することにより、高齢者、障がい者、子ども等の地域の中で見守りを必要とする方々が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを目的として、下記の通り協定を締結しましたのでお知らせいたします。

記

1. 名称

柏崎市における地域の見守り活動に関する協定書

2. 締結日

令和 4 年 10 月 19 日

3. 協力事項の内容

（1）柏崎市の役割

① 高齢者の現況等、必要な情報を提供し、要支援者の見守り体制の構築を図ります

（2）新潟県信用組合の役割

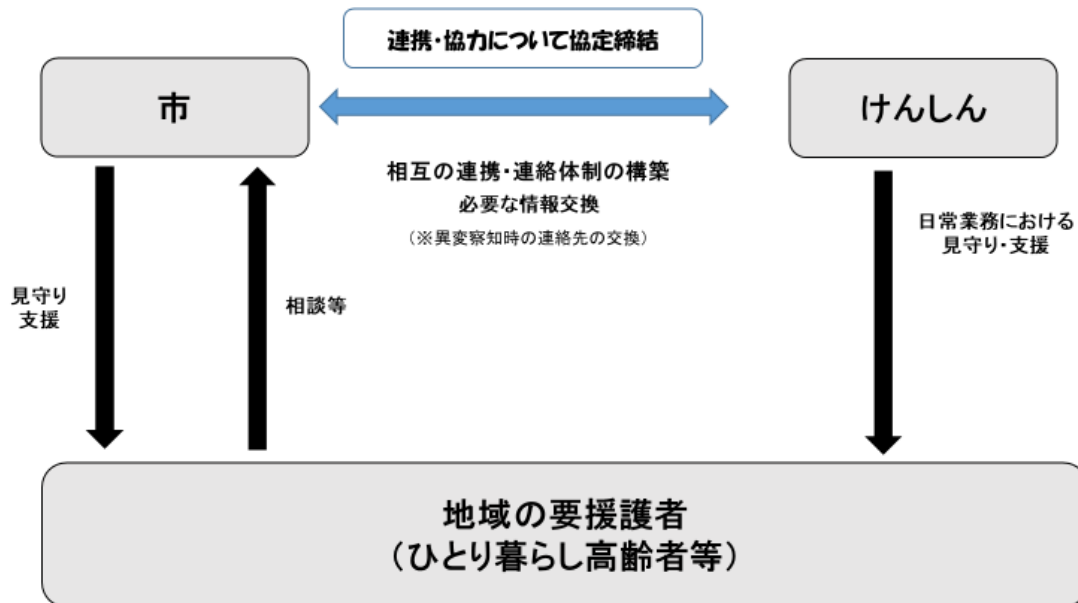
① 協定の趣旨を従業員に周知し、自らの業務に支障のない範囲で見守り体制を整備します

② 市が行う高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉並びに地域の要支援者の見守りに関する広報・啓発活動へ協力します

③ 市から要請があった場合、連絡会議等への出席及び高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉の各施策に協力します

以 上

《見守り活動体制図》



※異変察知事項（例）

- 1 新聞や郵便物、宅配便の不在伝票が溜まっている
- 2 洗濯物が取り込まれていない
- 3 屋内の電灯が昼夜を通してつきたままである、又は幾晩も続けてついていない
- 4 庭先の鉢植え等が枯れている
- 5 ごみ等が処理されず溜まっている
- 6 いつもは挨拶をするのに、声をかけても出てこない、又は返事がない
- 7 いつも泣き声や怒鳴り声をする
- 8 不自然な服装（季節に合わない服を着ている、又は服が極端に汚れている等）で歩いている ※認知症の方が徘徊している場合が考えられます

協定締結式の様子

